

2019年4月19日

証券取引等監視委員会の勧告について

本日、シティグループの在日証券子会社であるシティグループ証券株式会社に対して行政処分を行うよう、証券取引等監視委員会が内閣総理大臣および金融庁長官に対して勧告を行った、との発表がありました。

証券取引等監視委員会は、一般検査の結果に基づいて、シティグループ証券株式会社において、市場デリバティブ取引にかかる売買管理態勢に不備があったものと認めました。

シティグループは、勧告を厳粛に受け止めるとともに、このような事態に至ったこと、ならびに、皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫びいたします。

シティグループは、ガバナンスと社内管理態勢の強化を引き続き徹底するとともに、指摘された問題等の再発防止に向けた対策を講じてまいります。

本件に関するお問い合わせ先

シティグループ
コーポレート・アフェアーズ
清水理沙
03-6776-5112
lisa.shimizu@citi.com